

平成25年度 公共事業再評価

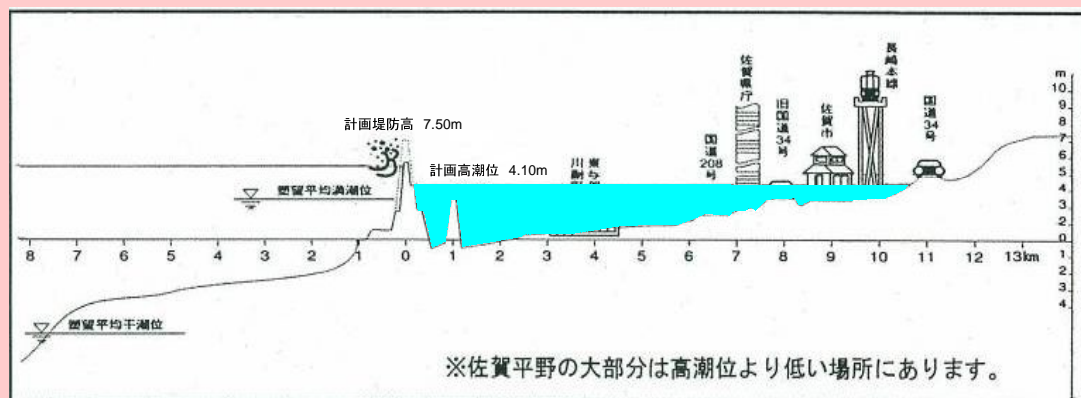
県営海岸保全施設整備事業(高潮対策)

国造地区(佐賀市川副町)

平成25年10月

海岸保全施設整備事業とは・・・

「海岸法」に基づき指定した「海岸保全区域」において、海岸堤防等の「海岸保全施設」を整備し、住民の生命・財産を高潮や津波、波浪、浸食から防護することにより、国土の保全と民生の安定を図ることと目的とする事業です。



海岸保全施設整備事業の概要

海岸の現状

- ・本県は、台風の常襲地帯であり、たびたび高潮災害が発生
- ・有明海沿岸の海岸堤防は、沈下等による老朽化が進んでおり、防護機能が低下

事業の実施

消波工や堤防の嵩上げ等、
緊急性の高い箇所からの整備

事業の効果

高潮、浸水被害の解消

現在の取組み

- 直轄海岸保全事業 (農林水産省) 1地区
- 県営海岸保全事業 10地区



有明海沿岸 海岸保全事業 実施状況

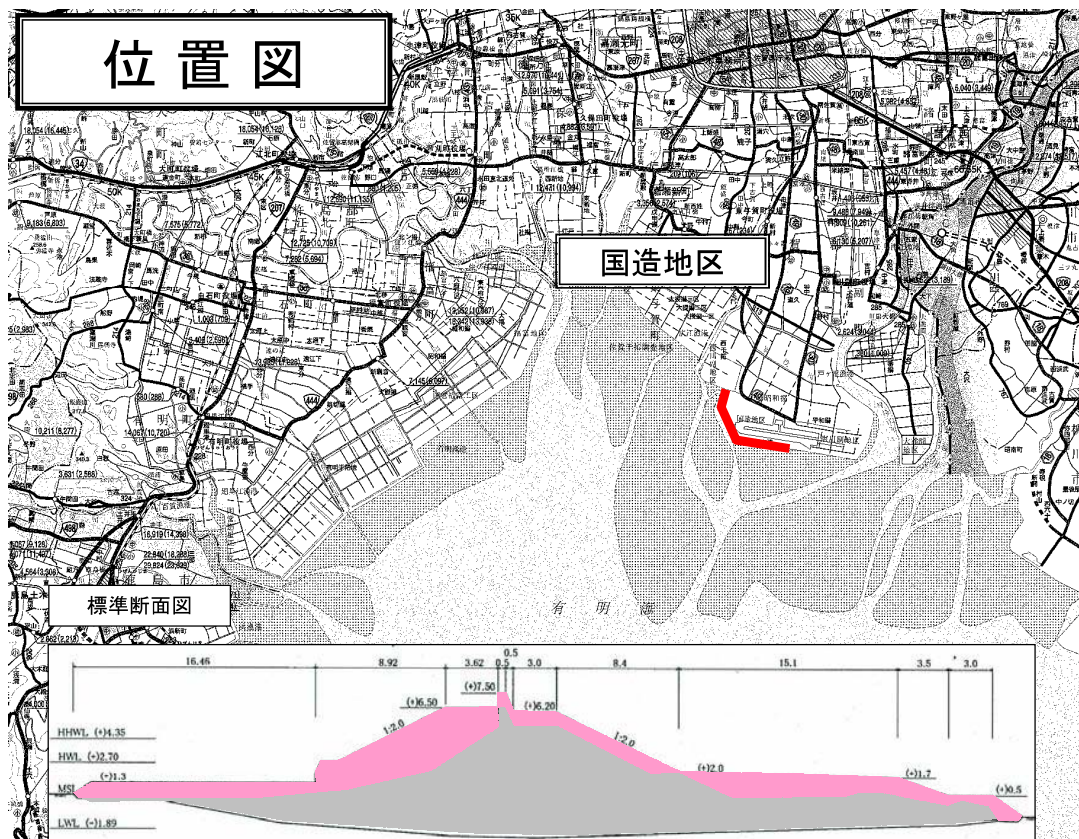
| 農水省所管 (農村振興局) | 国交省所管 (河川局) |
|------------------|----------------|
| ① 大詫間 | ① 大詫間海岸 |
| ② 南川副 | ② 川副海岸 |
| ③ 国造 | ③ 芦刈海岸 |
| ④ 西川副 | ④ 有明海岸 |
| ⑤ 東与賀 | ⑤ 東与賀海岸 |
| ⑥ 久保田 | ⑥ 嘉瀬海岸 |
| ⑦ 福富(直轄) | ⑦ 福富海岸 |
| ⑧ 廻里江 | ⑧ 鹿島海岸 |
| ⑨ 浜 | |
| ⑩ 七浦 | |
| ⑪ 有明(直轄) | |



| 凡 例 | | 採 択 要 件 |
|-----|------------------------------|---|
| | 県営海岸保全事業 (農水省所管) | 総事業費 1億円以上 1Kmあたり防護面積5haまたは防護人口50人以上 |
| | 国交省直轄海岸保全事業 有明海岸(H20完了予定) | 総事業費 50億円以上 |
| | 国交省直轄海岸保全事業 有明海岸(H15完了) | |
| | 農水省直轄海岸保全事業 福富地区(実施中) | |
| | 農水省直轄海岸保全事業 有明地区(H17完了) | |

海岸保全施設整備事業

国造地区



国造地区の海岸堤防の現状

- ・海岸堤防は、干拓事業(S30～47)により造成
- ・有明海岸の沖積粘土などの極軟弱地盤上に築造
⇒ 不等沈下による亀裂等が発生
- ・堤防高は、伊勢湾台風クラスを想定し、T.P+7.5m
(既設+6.5m)で設定



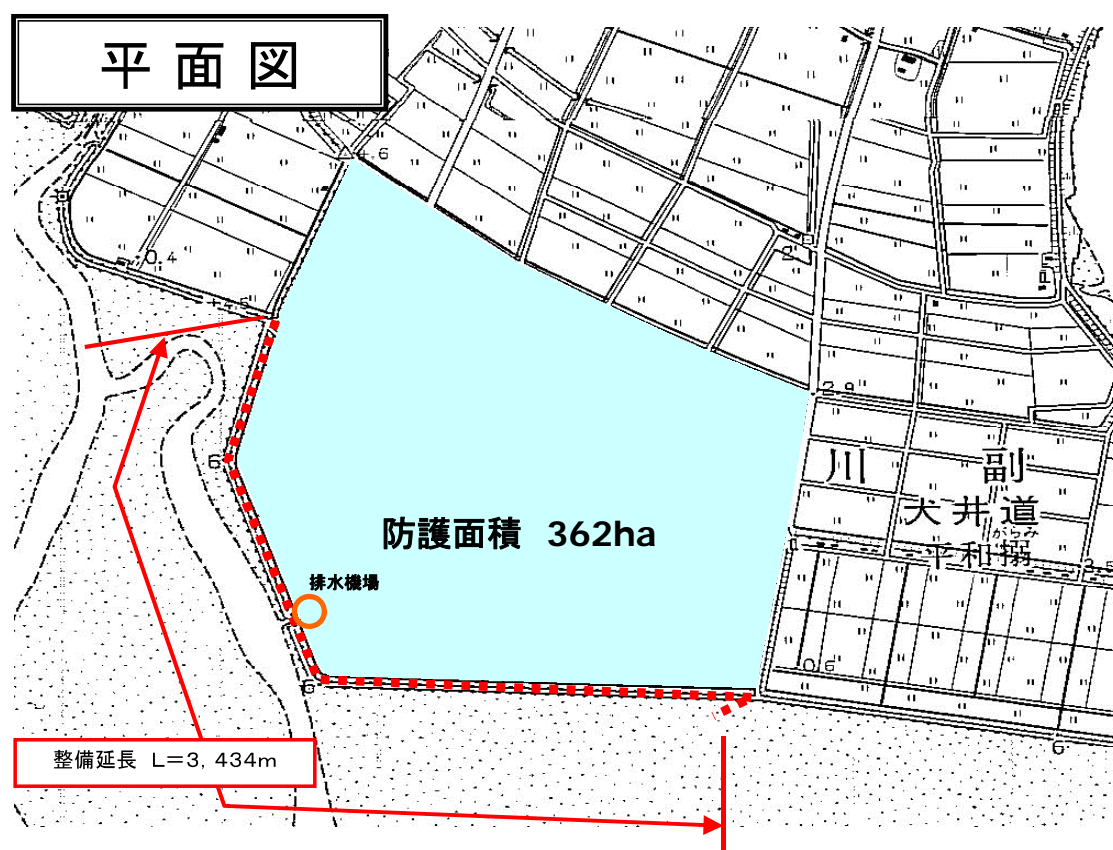
過去の台風による被害 (昭和60年台風13号)



国造地区 海岸保全施設整備事業 概要

【全体計画】

- ・事業着手年度 昭和56年度
- ・完了予定年度 平成45年度
- ・整備延長 3,434m
- ・主要工種 堤防工、消波工、樋門工(1箇所)
- ・防護面積 362ha
(農用地111ha、その他251ha)
- ・総事業費 6,004百万円
- ・進捗率 64.9%(平成24年度末 事業費ベース)



費用便益比 B/C

総費用額C:施設整備に要する総費用

総便益額B:施設整備によってもたらされる総便益額
(被害防止額)

総費用C(現在価値化): 10,229百万円

総便益B(現在価値化): 21,842百万円

※ 費用便益比(B/C) = $21,842 \div 10,229 = 2.14$

事業の継続について

事業
の
必要
性

- ・地区は、高潮位より標高が低く、来襲する台風の規模やコースによっては、高潮災害や越波による塩害が発生する危険性がきわめて高い。
- ・背後地には、干拓事業で造成された優良農地や排水機場、空港、公園等も存在

事業の実施により

- ・防災上の安全度の向上
- ・高潮被害の解消、防止
- ・地域住民の生命・財産と安全安心の確保

以上のことから、事業の継続が必要です。